

# 本庄市市民活動交流センター（はにぼんプラザ） 市民活動支援ルーム入居団体募集要項

## 1. 募集の目的

本庄市市民活動交流センター（はにぼんプラザ）は、市民活動及び市民交流を推進するとともに、市民と行政との協働によるまちづくりを促進し、地域社会の活性化を図ることを目的とした施設である。当センターの一機能である「市民活動推進機能」として、センター内に「市民活動支援ルーム」を設置し、市内において市民活動を行う団体に活動拠点となる場（共同事務所）と交流の場を提供することにより、市民活動団体を育成するとともに、他の団体との連携・交流を通じて、新たな「協働」の取組みが芽生えたり、現在の取組みがさらに発展していくことを期待し、入居団体の募集を行うものである。

## 2. 施設概要（別紙1：全体配置図、別紙2：各階平面図参照）

- ・名称：本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぼんプラザ）
- ・場所：本庄市銀座1丁目1番1号
- ・構造：鉄筋コンクリート造3階建て
- ・延床面積：4,217.42㎡
- ・主要施設：多目的ホール（定員212名）、展示ホール、事務室、フィットネスルーム、市民活動フリーミーティングスペース、各階交流スペース、活動室A～G、音楽スタジオA・B、キッチンスタジオ、アトリエ、社会福祉協議会、市民活動支援ルーム、個人学習ルーム、団体ロッカー（72個）、作業室（印刷機、大判プリンター）…等
- ・休館日：年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ・利用時間：午前9時から午後10時まで（開館時間は午前8時30分から午後10時まで）

## 3. 市民活動支援ルーム概要（別紙3：市民活動支援ルーム平面図、別紙4：市民活動支援ルーム展開図参照）

- (1) 入居団体専用スペース：約3㎡（幅約1.7m×奥行約1.6m）※1区画あたり
- (2) 募集区画数：3区画（A区画・B区画・C区画）
- (3) 入居団体連携・交流スペース：約12㎡（4人用のミーティングテーブルあり）
- (4) 設備（無償貸与備品）
  - ・事務机（片袖机）：1台（幅1.2×奥行0.7×高さ0.7m）※鍵付き
  - ・事務用椅子：1脚
  - ・事務机サイドロッカー：1台（幅0.4×奥行0.7×高さ1.1m）※鍵付き
  - ・電気コンセント差込口：1か所
  - ・電話回線、インターネット回線：各1か所※電話加入権、通話料・インターネットプロバイダー料、電話機等の必要経費は入居団体負担
- (5) 行政財産使用料
  - ・令和4年度の使用料については、1区画当たり月額 6,043円とする。

- ・令和5年度以降の使用料については、行政財産使用料の算出基礎となるセンター敷地の適正な価格（固定資産税評価額）が変動した場合には見直しを行うこととする。
- ・使用料は、本庄市が発行する納入通知書により、指定する期日まで（原則として、毎月ごとに末日まで）に納付するものとする。ただし、年額一括納付は妨げない。

#### （6）その他

- ・市民活動支援ルームの利用時間は、センターの開館日及び開館時間と同一とする。  
 ※センターの開館時間：8時30分～22時00分  
 センターの休館日：12月29日～1月3日。その他館内メンテナンス等のため、臨時休館する場合あり。
- ・区画間は、高さ約1.5mのローパーティションあり。
- ・市民活動支援ルームの施錠はできるが、各区画の施錠はできない。
- ・電気、ガス（空調用）の使用料については、本庄市の負担とする。
- ・電気を使用する設備で持ち込めるものは、電話、パソコン、プリンター程度のものとし、電気ポットや電気ストーブ等、大量に電力を消費する設備は使用できない。

#### 4. 応募資格

市民活動（市民による自主的で公益的かつ営利を目的としない活動）を行う団体（ボランティア団体やNPO法人など）で、以下の条件をすべて満たしているものとする。なお、法人格の有無は問わない。

- （1） 事務所機能を必要とし、市民活動支援ルームを主たる事務所として使用すること
- （2） 規則や会則を持ち、予算・決算を適正に行っていること、又はこれから行うこと
- （3） 原則5名以上で構成されていること
- （4） 本庄市内で主たる活動を行っていること、若しくは今後行うこと
- （5） 法人（法人格を持たない団体の場合は代表者）は本庄市税に滞納がないこと
- （6） 宗教活動を主たる目的としないこと
- （7） 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としないこと
- （8） 特定の公職者（候補者を含む）又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと
- （9） 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと
- （10） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと

#### 5. 入居の期間と更新

##### （1） 入居期間

年度（4月から翌年3月までの1年間）を単位とする。

##### （2） 期間の更新

毎年度ごとに更新手続きを行い、最長で3年間使用できる。

※年度途中で入居した場合の取扱いについては、使用期間が6ヶ月以上となる場合、1年間とみなす。

## 6. 応募方法

### (1) 申請書類

本庄市市民活動支援ルーム入居申請書（様式1）に必要な事項を記入のうえ、以下の関係書類を添えて申し込むこと。

#### 〈関係書類〉

- ①団体概要書（様式2）
- ②直近の事業報告書（新規立ち上げの団体等は事業計画書）
- ③直近の収支決算書（新規立ち上げの団体等は収支予算書）
- ④団体の規約等の写し
- ⑤会員名簿、役員名簿など5名以上で構成されていることがわかるもの
- ⑥市税に滞納がない証明書（課税課で発行）
- ⑦その他（団体の活動内容等がわかるパンフレット、チラシ等）

※事業の内容等を確認するため、上記の以外の書類の提出を求める場合や、聞きとり調査を行う場合がある。

※入居申請書（様式1）及び団体概要書（様式2）は、市民活動推進課（はにぼんプラザ内）で配布又ははにぼんプラザホームページからダウンロード可能

### (2) 申請書類の受付

- ・受付場所：本庄市役所市民活動推進課（はにぼんプラザ内）

電話0495-22-0828

- ・受付期間：随時（ただし、土・日・休日は受付不可）
- ・受付時間：午前8時30分～午後5時15分

※申請書類は、受付時に書類の内容等についてヒアリングを行うので、事前に電話予約し必ず持参すること。

## 7. 入居団体の決定

### (1) 入居団体の決定

申請書類を審査し、入居可否の決定をする。

### (2) 入居区画の決定

入居区画は、応募の先着順で決定する。

## 8. 使用開始までの流れ

- 
- ①書類審査（必要に応じ聞きとり調査を実施）
  - ②審査結果通知
  - ③行政財産使用許可書及び行政財産使用許可に基づく協定書の締結
  - ④使用開始（行政財産使用許可）※月の初日からとなる。

## 9. 使用にあたっての注意事項

### (1) 事業報告書の提出

半年に1回、使用状況や団体の活動状況等について、事業報告書を提出すること。

### (2) 意見交換会への参加

入居団体相互の交流促進とセンターの機能向上を目的として、入居団体やほんプラザ利用団体、市等との意見交換会を開催する際には、積極的に参加すること。

### (3) 市民活動支援ルームへの立ち入り

市がセンターの管理運営上必要があると認めた場合、市民活動支援ルーム内に立ち入ることがある。

### (4) 禁止事項

①行政財産使用許可に基づく権利の全部または一部の第三者への譲渡又は転貸

②使用許可を受けた備品の形質の変更

③使用用途の変更

④市民活動支援ルーム内で宗教活動、政治上の主義の推進・支持・反対を目的とする活動、特定の公職者（候補者を含む）又は政党の推薦・支持・反対を目的とする活動を行うこと

### (5) 使用許可の取消し

次の事項に該当する場合には、使用許可を取消すことがある。この場合において、入居団体が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

①本庄市市民活動交流センターの設置及び管理に関する条例又は本庄市市民活動交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則に違反したとき

②使用許可条件に違反したとき

③公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき

④集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき

⑤センター内の施設又は設備を汚損、又はき損するおそれがあるとき

⑥その他センターの管理上支障があると認められるとき

⑦上記(4)掲げる禁止事項に違反したとき

### (6) 使用の中止

①使用を中止する場合は、原則として3ヶ月前までにその旨を市に申し出ること。

②団体の解散や活動中止など、応募資格の要件を欠くこととなった場合は、すみやかに使用を中止すること。

### (7) 個人情報の配慮と保管

市民活動支援ルーム内はパーティションで区画が仕切られているが、構造上完全な個室となっていないため、相談や問い合わせ対応等を行う際には、他の入居団体や北側区画の本庄市コミュニティ協議会事務局にも聞こえていることを前提に、個人情報への配慮を行うこと。また、個人情報を含む資料や物品等については、各団体で責任を持って保管すること。

### (8) 原状回復

使用期間の終了等により使用しなくなったときは、入居団体の負担により原状に回復すること。

10. 問い合わせ先

〒367-0052 本庄市銀座1丁目1番1号  
本庄市役所市民活動推進課（はにぼんプラザ内）  
電話：0495-22-0828  
FAX：0495-23-3534  
E-mail：katudou@city.honjo.lg.jp